

総務委員会

総務調査室

I 所管事項の動向

1 地方行政

(1) 国と地方の役割分担

ア 地方分権の推進

明治期以来形成されてきた中央集権型の行政システムは、我が国の近代化や高度経済成長に寄与してきた一方で、我が国が成熟してくると、地域の自治の制約、活力の低下、多様性の喪失、東京一極集中、地域格差の拡大といった弊害も目立つようになった。こうしたことを踏まえ、平成5年6月の地方分権の推進に関する決議（衆参両院）を契機として、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変えるとの理念の下、地方分権の取組が進められ、平成12年4月には、地方分権一括法¹が施行された。これによって、機関委任事務制度²の廃止、地方に対する国の関与の見直し・権限移譲などが行われるとともに、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）において、国と地方公共団体の役割分担の原則が明確に定められた。そこでは、国は本来果たすべき役割（外交、生活保護基準、公的年金、基幹的交通基盤整備等）を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるとともに、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されるようにすることが基本とされた³。

イ 国と地方の新たな役割分担の検討

地方分権改革では、現在に至るまで、国から地方への権限移譲や国による規制の緩和（義務付け・枠付けの見直し）など、地方の自主性・自立性を高めるための取組が進められてきた。しかし、近年では、条例による地方独自の規制や地方公共団体間共通のルール⁴の欠如が事業者の負担となっている等の指摘もある。

さらに、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応においては、①事業者に対する休業要請の対象範囲等について国と地方で調整が難航したこと、②保健所設置主体⁴が広範にわたり、国、都道府県、保健所設置市区の連携が円滑に進まなかったこと、③特別定額給付金の支給において国と地方相互のシステムが統一されておらず、迅速な支給の支障となったことなどを受け、「地方自治」「地方分権」が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているとの指摘もなされた。

このような指摘も踏まえ、総務省は、令和3年3月から「デジタル時代の『地方自治』

¹ 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）

² 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組み

³ 地方自治法第1条の2

⁴ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条では、保健所は都道府県、政令市、中核市及び特別区等に設置することとされている。なお、地方分権改革の一環として、平成26年に中核市としての指定要件が人口30万人以上から20万人以上に緩和されたため、中核市は43団体（平成26年4月）から62団体（令和3年4月）に増加した。

のあり方研究会」を開催し、地方への権限移譲や地方の自主性・自立性の拡大がもたらした成果と課題を整理するとともに、緊急時における国と地方の役割分担の在り方等について検討を行っている。

また、「骨太の方針 2021⁵」では、感染症対応で直面した課題を踏まえ、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県と市町村との関係等について、地方制度調査会等で改善に向けた検討を進めるとともに、国と地方の新たな役割分担について、法整備を視野に入れつつ検討を進めるとしている。これを受け、早ければ、令和3年中にも、第33次地方制度調査会が発足すると見込まれている。

(2) マイナンバーカードの普及促進

ア 普及促進に向けた取組と交付状況

マイナンバーカードは、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月から交付が開始されたもので、マイナンバーを証明する書類や公的な身分証明書として利用できるほか、電子証明書が標準的に搭載されていることから、行政手続のオンライン申請や民間のオンライン取引等にも利用することができる。このため、政府は、マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置付け、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及の加速化等の取組を推進している。具体的には、①健康保険証としての利用（令和3年10月本格運用）、②電子証明書のスマートフォンへの搭載の実現（令和4年度中）、③国外継続利用（令和6年度中）、④運転免許証との一体化（令和6年度末）、⑤在留カードとの一体化（令和7年度）等を推進するなど、マイナンバーカードの利便性向上のための取組等を進めているほか、総務省において、市町村における交付体制の充実のために必要な窓口の増設等の経費を支援している⁶。

マイナンバーカードの交付枚数は、交付開始から4年が経過した令和2年1月20日時点で1,910万枚（人口に対する交付枚数率15.0%）にとどまっていたが、同年7月からのマイナポイント事業⁷の申込開始を契機として、カードの交付枚数が急増し、令和3年11月1日時点の交付枚数は4,955万枚（同39.1%）となった。しかし、マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限が同年4月末で終了したため、同年6月をピークとして毎月の交付枚数は減少傾向にある。

イ マイナポイント第2弾の実施

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナポイント第2弾（1人当たり最大2万円相当）を実施することとされた。マイ

⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）

⁶ 令和3年9月のデジタル庁の設置に伴い、マイナンバーカードの利用に関する事務はデジタル庁が担うこととされ、総務省はマイナンバーカードの発行、交付及び管理に関する事務を担うこととされた。

⁷ マイナポイント事業は、マイナンバーカードを取得し、一定の手続をした者がキャッシュレス決済サービスでチャージ又は買い物を行った場合、当該決済サービスで利用できる「マイナポイント」（最大2万円のチャージ等に対し5,000円相当）を国費で付与するもの。

ナポイント第2弾では、①カードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントを付与することとされた。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地方公共団体が独自にポイントを上乗せすることも認めることとされた。

これを受け、総務省は、令和3年度補正予算において、マイナポイント第2弾の実施のため1兆8,134億円を計上するとともに、マイナンバーカードの一層の普及促進として346億円を計上している。

(3) 地方議会

ア 議員のなり手不足問題

地方議会に関しては、①高知県大川村において、村議会議員選挙の立候補者が定数に達しない可能性があるとして、平成29年6月に町村総会⁸の設置の検討を開始する旨を表明したこと、②平成31年4月に実施された統一地方選挙において、道府県議会議員選挙及び町村議会議員選挙で立候補者数が過去最少を、無投票当選率が過去最高を記録したこと等を契機として、地方議会議員のなり手不足問題が注目されるようになった。そのため、その対応策について第32次地方制度調査会や総務省の研究会等で検討が行われた。

イ なり手不足の解消に向けた検討

第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）では、議員のなり手不足の要因として、①議員の位置付けが不明確であること、②議員報酬が低水準であること、③議員の請負禁止の範囲が不明確⁹であること、④立候補時の休暇・休職制度が未整備であること等を指摘している。その上で、③については、禁止の対象となる請負範囲を明確化するとともに、個人の請負に関する規制（地方公共団体と取引のある個人が当該団体の議会議員になることを全面的に禁止）について、その緩和を検討する必要があると提言した。

また、総務省の「地方議会・議員のあり方に関する研究会」の報告書（令和2年9月）では、議員のなり手不足の要因として、上記の事項に加え、⑤出産・育児・介護等による議会への欠席事由が未整備であることや、⑥地方議会議員が厚生年金へ加入できないこと等を指摘している。

なお、報道によれば、自由民主党は、③の個人の請負に関する規制の緩和について、地方公共団体と取引のある個人事業主も、取引額が政令で定める額（年間300万円を検討）以下であれば地方議会議員との兼業を可能とすること等を内容とする地方自治法改正案（議員立法）の提出を目指したとされるが、与野党協議が調わず、令和3年通常国会への提出

⁸ 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会（町村総会）を設けることができる（地方自治法第94条）。かつては、町村総会を設けていた団体があったが、現在は存在しない。

⁹ 判例では、地方自治法上、議員が禁止されている地方公共団体に対する「請負」は、民法上の「請負」よりも広く解されており、経済的営利的取引関係にあること及び一定の時間的継続性・反復性を有することを要するとされている。

を断念したとされており¹⁰、今後の動向が注目されている。

(4) 地方公務員制度

ア 会計年度任用職員

(7) 常勤職員の減少及び臨時・非常勤職員の増加

地方公共団体における財政難、集中改革プラン¹¹などに伴う数次の行政改革を進めたことにより、地方公共団体の常勤職員数は大幅に減少した。一方で、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、常勤職員に代わり、臨時・非常勤職員¹²は増加していった。

(イ) 会計年度任用職員制度の創設

臨時・非常勤職員が増加する一方、①通常の事務補助職員も「特別職」で任用している、②採用方法が不明確で一般職非常勤職員としての任用が進まない、③労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないなどの課題が指摘されていた。

そこで、平成29年の法改正¹³により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の制度を創設し、採用方法や任期等を明確化するとともに、期末手当の支給を可能とすることとされた（令和2年4月1日施行）。

(ウ) 制度の施行状況及び課題

総務省の調査によれば、令和2年4月1日現在の臨時・非常勤職員数は約69.4万人であり、平成28年度調査から約5.1万人増加した。また、臨時・非常勤職員のうち、会計年度任用職員数は約62.2万人であり、平成28年の一般職非常勤職員から約45.5万人増加した。さらに、会計年度任用職員のうち、①約9割がパートタイムで任用されていること、②約8割を女性が占めていることも明らかになった¹⁴。

また、単に財政上の制約を理由としたフルタイムでの任用の抑制は見られないとしている。そのほか、約2割の地方公共団体は制度施行前よりも給料水準が下がった職種があるとしているが、その多くが給与決定原則を踏まえ適正化した結果としている¹⁵。

一方で、期末手当の支払のために給料の引下げ等を行っている地方公共団体も存在し、臨時・非常勤職員の働く環境が厳しくなっているとの報道もある¹⁶。

¹⁰ 『日本経済新聞』（令和3年5月14日）及び『共同通信』（令和3年6月11日）

¹¹ 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月総務省事務次官通知）により策定

¹² 特別職非常勤職員、臨時的任用職員、一般職非常勤職員の3類型

¹³ 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）

¹⁴ 総務省「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果」（令和2年4月1日現在）（令和2年12月21日公表）

¹⁵ 総務省「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果」（令和2年4月1日現在）（令和2年12月21日公表）

¹⁶ 『京都新聞』（令和3年8月10日）、『日本経済新聞』（令和3年9月20日）等

【平成 28 年及び令和 2 年の臨時・非常勤職員の人数】

	平成 28 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日	増減数
会計年度任用職員 (平成 28 年：一般職非常勤職員)	16.7 万人	62.2 万人	+45.5 万人
臨時的任用職員	26.0 万人	6.8 万人	△19.2 万人
特別職非常勤職員	21.6 万人	0.4 万人	△21.2 万人
計	64.3 万人	69.4 万人	+5.1 万人

(「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果」より作成)

イ 地方公務員の育児休業制度の見直し

(7) 地方公務員の育児休業制度の概要

地方公務員の育児休業制度については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成 3 年法律第 110 号。以下「地方公務員育児休業法」という。)によって規定されており、「国家公務員の育児休業等に関する法律」(平成 3 年法律第 109 号。以下「国家公務員育児休業法」という。)に準じて、育児休業のほか、育児短時間勤務、部分休業等が定められている。また、勤務時間その他の勤務条件に関しては、条例で定めることを基本としつつも¹⁷、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)において、地方公務員に係る子の看護休暇等¹⁸が定められている。

(4) 公務における育児休業制度の見直しの動向

少子高齢化の進展が続く我が国において、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

国家公務員については、育児と仕事の両立を支援する制度の改正や周知が行われてきており、男性職員の育児休業取得率は増加してきているものの、依然として女性職員と比べ低い水準にある。

こうした中、令和 3 年 6 月、民間労働者については、男性の育児休業取得促進等のための育児・介護休業法等を改正する法律¹⁹が成立した。

民間における改正を踏まえ、国家公務員についても、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるには、職員の育児と仕事の両立を支援するための休暇や休業をより柔軟に取得できるものとする必要があることから、令和 3 年 8 月、人事院は、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当であるとして「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。

¹⁷ 地方公務員法第 24 条第 5 項

¹⁸ 育児・介護休業法第 61 条において、公務員に関する特例が定められており、子の看護休暇のほか、所定労働時間の短縮措置(短時間勤務)、時間外労働(勤務)の制限、介護休業等についても定められている。

¹⁹ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 58 号)

政府は、この申出を受け、国家公務員の育児休業を原則 2 回まで（現行：原則 1 回）取得可能とするほか、これに加え、子の出生後 8 週間以内の育児休業（いわゆる産後パパ育休）を 2 回まで（現行：1 回）取得可能とする国家公務員育児休業法の改正を検討しているとの報道があり、地方公務員についても国家公務員と同様の措置が講じられるよう地方公務員育児休業法の改正案を提出する考えであるとされている²⁰。

地方公務員の育児休業の取得推進について武田総務大臣（当時）は、改正育児・介護休業法が令和 4 年 10 月 1 日から施行されること²¹及び本年 8 月に人事院の意見の申出が行われたことを踏まえ、「国家公務員における検討状況を踏まえ、今後とも、制度改正を含め、しっかりと対応してまいりたい」と発言している²²。

2 地方財政

(1) 地方交付税法等改正案（補正予算関連）提出に向けた動き

ア 補正予算における地方交付税の増加

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税）の収入見込額の法定率分に前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている（地方交付税法第 6 条第 2 項）。このため、補正予算が編成され、国税 5 税の予算額（収入見込額）が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税 5 税決算額が補正後予算額を上回った場合にも、その上回る額の法定率分が前年度以前の未交付額として当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、普通交付税の調整額の復活²³（調整戻し）に要する額を交付した上で、残額を特別交付税として交付することとされている（同法第 6 条の 3 第 1 項）。

しかし、通常は、調整戻しに要する額を除く全額を特別交付税として交付することとはせず、翌年度の地方交付税の財源として活用するため、地方交付税法の改正等によって、調整戻しに要する額を除く一部又は全部を翌年度に繰り越すことが基本となっている。

イ 令和 3 年度補正予算による地方交付税の増加への対応

政府は、令和 3 年 11 月 26 日、令和 3 年度補正予算（第 1 号）の概算について閣議決定した。今回の補正予算では、地方交付税が 4 兆 2,761 億円増額計上されており、その内訳は、

²⁰ 『時事通信社』iJAMP 記事（令和 3 年 8 月 13 日）。なお、地方公務員は、人事院による意見の申出の対象ではないが、その勤務条件は、国家公務員準拠の原則（地方公務員法第 24 条第 4 項）に基づき、国家公務員法制の改正内容を踏まえて対応することとなっている。

²¹ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行日を定める政令（令和 3 年政令第 267 号）

²² 武田総務大臣閣議後記者会見（令和 3 年 9 月 24 日）における大臣発言

²³ 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税の合計額が普通交付税の総額（地方交付税総額の 94%）を超過する場合には、当該超過する額（調整額）を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加する場合には、調整額分を追加交付することが可能となるため、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

①令和2年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分の増1兆9,972億円、②令和3年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税法定率分の増2兆2,789億円となっている。

政府は、補正予算によって増加した地方交付税4兆2,761億円について、次のとおり措置することとしており、これらの措置を講ずるため、今国会に「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」を提出することとしている。

① 地方交付税の増額交付 1兆9,700億円

○ 普通交付税の増額交付 1兆9,418億円

（内訳）調整戻し分291億円、補正予算に伴う地方負担への対応4,127億円、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金積立てに要する経費1兆5,000億円

○ 特別交付税の増額交付 282億円（補正予算に伴う地方負担への対応）

② 交付税特別会計借入金の償還 8,500億円²⁴

③ 令和3年度に予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用時期の見直し²⁵ 2,000億円

④ 令和4年度への繰越し 1兆2,561億円

なお、補正予算において地方交付税が増加するのは平成30年度第2次補正時以来3年ぶりであり、増加額は過去最高となっている。また、年度途中で普通交付税を増額する措置（調整戻し分を除く。）を講じるのは平成22年度補正予算時以来11年ぶりであり、増額する金額は平成元年度補正予算時（8,683億円）を大幅に超え、過去最高となっている。

（2）令和4年度の地方財政への対応等

総務省は、令和3年8月31日、令和4年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、令和4年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和3年度地方財政計画と比べ、歳出は、令和3年人事院勧告が反映されたことにより給与関係経費が0.2兆円の減となっている。しかし、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などで一般行政経費が0.5兆円の増となっていることなどにより、全体としては0.5兆円の増となっている。

一方、歳入では、地方税等が2.5兆円の大幅な増となっており、地方交付税も国税5税の増収に伴う法定率分の増等により0.1兆円増となっている。これに伴い、財源不足を補う臨時財政対策債（赤字地方債）は、2.2兆円の大幅な減となっている。

地方一般財源総額²⁶は、0.3兆円増の63.4兆円と見込まれており、水準超経費（地方交付税の不交付団体の財源超過額に相当する額）を除く交付団体ベースでは、0.1兆円増の62.1

²⁴ 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算において交付税特別会計借入金の償還を繰り延べた額（令和2年度第3次補正予算2,500億円、令和3年度当初予算6,000億円）。

²⁵ 令和3年度地方財政計画の「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）の財源について、当初予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用するのではなく、令和3年度補正予算において増加した地方交付税のうち2,000億円を充てることとしたものである。

²⁶ 地方一般財源とは、用途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

兆円となっている。

仮試算の結果では、地方税等や地方交付税の増により、財源不足は5.6兆円の大幅な減となり、2年ぶりに折半対象財源不足²⁷が解消すると見込まれている。しかしながら、引き続き巨額の財源不足（4.5兆円）が生じることが見込まれるとして、地方交付税の概算要求において、交付税率の引上げを事項要求している。

ただし、仮試算では、地方交付税について、令和3年度補正予算による繰越分1.3兆円が反映されていないため、これを反映した場合には、地方交付税が増加するとともに、臨時財政対策債が縮小すると見込まれる。

なお、地方団体からは、令和4年度地方財政対策に向けて、感染症対策のための財源確保、臨時財政対策債の発行額（仮試算において3.3兆円）の縮小、令和3年度が期限である「公共施設等適正管理推進事業債」の延長等が要望されている²⁸。

3 地方税

令和4年度税制改正の動向

ア 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現

令和2年10月、菅内閣総理大臣（当時）は第203回国会（臨時会）の所信表明演説において、我が国の2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡）、脱炭素社会の実現を宣言した。その実現のため、同年12月、経済産業省等において「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策である「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。こうした状況を踏まえ、令和3年2月、経済産業省に研究会²⁹が設置され、成長に資するカーボンプライシング（炭素税、排出量取引制度等）についての議論が行われた³⁰。

イ 令和4年度税制改正要望

我が国における感染症の状況は、令和2年5月、感染者数の減少により、発出されていた緊急事態宣言は解除された。しかし、感染者数の増加傾向が強まったことにより、令和3年1月、千葉県、東京都、神奈川県等を対象に再び緊急事態宣言が発出され、その後も、対象区域の拡大や期間の延長が行われることとなった³¹。

こうした状況下、骨太の方針2021においては、感染症で顕在化した課題等を克服する経

²⁷ 財源不足については、まず、建設地方債の増発等の様々な手段により措置されるが、これによっても、なお財源不足が生じる場合は、国と地方で折半して補填することとなっている。この「国と地方で折半して補填する財源不足」を折半対象財源不足という。

²⁸ 全国知事会「令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令和3年6月10日）及び全国町村会「令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望」（令和3年7月1日）等

²⁹ 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会

³⁰ 環境省に設置されている「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」においても、同様に議論が行われた。なお、いずれの研究会、小委員会においても令和3年8月に中間整理が取りまとめられ、引き続き検討を行うことが示された。

³¹ 令和3年3月21日に緊急事態宣言は解除されたが、同年4月23日に再度、緊急事態宣言が発出され、同年9月30日に解除された。

済・財政一体改革の1つとして、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現するとともに、再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般の見直しを進めることなどが明記された。

また、民需主導で早期の経済回復を図るため、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組むとされたほか、炭素税や排出量取引については、成長に資する制度設計の専門的・技術的な議論を進めるとされた。

感染症の収束が見通せない中、令和3年8月末までに各省庁等から令和4年度税制改正に向けた改正要望が総務省に提出された。主な改正要望としては、脱炭素社会への移行を促進する税制措置や感染症対策としての税制措置等であった。

ウ 岸田内閣の基本方針と所信表明演説等

令和3年10月4日に発足した岸田内閣は、基本方針（令和3年10月4日閣議決定）において、『成長と分配の好循環』と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、『コロナ後の新しい社会の開拓』をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していくとした。

同月8日、岸田内閣総理大臣は、第205回国会（臨時会）の所信表明演説において、成長戦略と分配戦略を新しい資本主義を実現するための車の両輪と位置付け、これを実現するための税制上の措置として、企業が行う未来への投資を応援する税制の実現、労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業への税制支援の強化等を表明した。

なお、金融所得課税の見直しについては、同月11日の衆議院本会議において、成長と分配の好循環を実現するための選択肢の1つであり、賃上げに向けた税制の強化等の分配政策の優先順位が重要であるとした。

エ コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

令和3年11月19日、「新しい資本主義」を起動させ、「成長と分配の好循環」を実現するための、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定された。

同経済対策においては、成長戦略と分配戦略の税制上の措置として、オープンイノベーション促進税制の延長、賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、住宅ローン減税のあり方等について、令和4年度税制改正で検討・結論を得ることが明記された。

今後、与党の税制調査会において、具体的な税制改正事項の審議が行われ、例年に倣えば、12月初旬から中旬頃に与党の税制改正大綱が取りまとめられる。これを踏まえ、政府において、「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定される。

4 行政の基本的制度

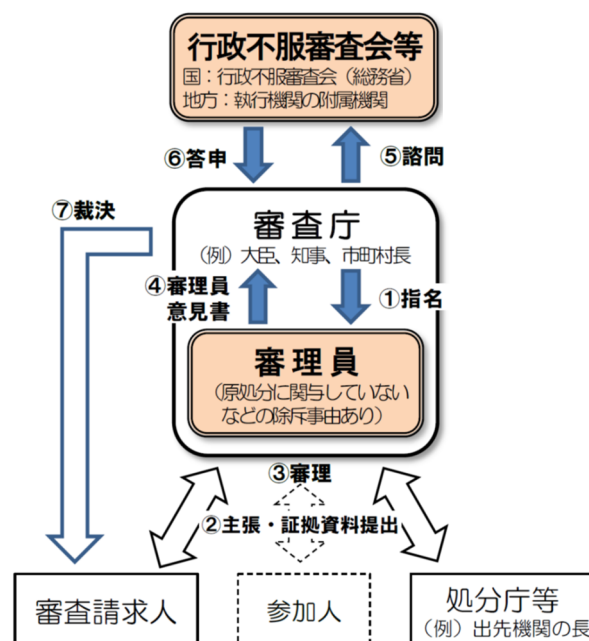
行政不服審査制度

ア 現行制度の概要

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申立てる制度であり、国・地方を問わず、幅広く適用されるものである。

同制度は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としており、訴訟と比べると簡易迅速な手続により行うことができ、違法性のみならず不当性についても判断を求めることができる等の特徴がある。

【制度の概要(イメージ)】



(出所) 総務省ホームページ

同制度では、審査請求人が、処分を行った国や地方公共団体の機関（処分庁）の最上級行政庁³²（審査庁）に対して審査請求を行う。

審査庁は、審査請求書の形式審査（必要な記載事項の記入等の審査）を行った後、審査対象となっている処分に関係していない職員の中から個別の審理を行う「審理員」を指名する³³。審理員は、必要に応じて、審査請求人及び処分庁からそれぞれの主張や証拠などの提出を求めることができ、審理手続の結果を踏まえた意見を審査庁に提出する。

審査庁は、審理員の意見を踏まえ、第三者機関（国の場合は総務省に置かれた行政不服審査会、地方の場合は各地方公共団体の執行機関の附属機関）に諮問を行う。諮問を受けた第三者機関は、第三者の立場から審査庁の判断の妥当性をチェックし、その結果を審査庁に答申する。

審査庁は、その答申を踏まえて、審査請求について「却下³⁴」、「棄却³⁵」又は「認容³⁶」の裁決を行う。

なお、行政の処分に不服がある場合に、不服申立てをするか直ちに出訴するかは国民が

³² 上級行政庁がない場合には処分庁。

³³ 委員会や審議会が審査庁である場合などは、審理員が指名されない。

³⁴ 審査請求の要件を満たしていないなど適法でない場合

³⁵ 審査請求に理由がない場合（行政庁の処分に違法又は不当な点がない場合）

³⁶ 審査請求に理由がある場合（行政庁の処分に違法又は不当な点がある場合）

選択することができるが、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない例外を定める個別法³⁷がある。

イ 行政不服審査制度の沿革

(7) 旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の見直しの動向

旧「行政不服審査法」は、行政不服審査制度の一般的な規定を定めた法律であったが、昭和37年に施行されて以来50年以上にわたり抜本的な法改正が行われず、社会情勢の変化や人権意識の深化等を背景に、様々な問題点が指摘されてきた。特に、処分に関与した者が審理する可能性が残されている等、審理の公平性について問題があると指摘されていた。また、実際の運用状況をみると、本来目的としている「簡易迅速」な「権利利益の救済」が実現しているとはいえない例も生じていた。

(4) 総務省による見直し方針の取りまとめと法改正

総務省は、行政不服審査制度の見直しに向け検討を進め、第46回総選挙後の第2次安倍内閣において、平成25年6月21日、「行政不服審査制度の見直し方針」を取りまとめた。これに沿って、300本以上の関係法律の見直しを行った結果、不服申立制度について、①公平性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から抜本的に見直す「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）を含む関連3法律が第186回国会（常会）において成立した³⁸。

これにより、審理員制度及び第三者機関への諮問制度の導入、審査請求への一元化³⁹、審査請求期間の延長⁴⁰等が行われた。

なお、「行政不服審査法案」については、衆議院総務委員会において、同法の施行後5年を経過した場合、同法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定（附則第6条）を追加する修正が行われた。

ウ 行政不服審査法の改善に向けた動き

平成28年4月に施行された改正行政不服審査法附則第6条に基づき、同法の5年間の施行状況及びその課題・改善の方向性等について検討を行うため、令和3年5月、総務省に「行政不服審査法の改善に向けた検討会」が設置された⁴¹。

同検討会においては、「行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関する調査研究報告書⁴²」で整理された論点を踏まえて議論が行われ、同年10月、運用状況の評価やその見

³⁷ 特許法、自衛隊法、電波法、生活保護法、国家公務員法など。

³⁸ 行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）及び行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

³⁹ 処分庁に対する異議申立て制度の廃止

⁴⁰ 60日から3か月に延長

⁴¹ 「行政不服審査法の改善に向けた検討会の開催について」（令和3年5月26日 総務省行政管理局長決定）

⁴² 総務省行政管理局の委託を受けて一般財団法人行政管理研究センターが実施した調査研究の結果を令和3年3月に取りまとめたもの。

直しの方向性等について中間的な整理を行った「中間取りまとめ」が公表された⁴³。

【中間取りまとめのポイント（抜粋）】

目 的	主な運用状況と評価の方向性	見直しの方向性
迅速な救済	○手続の迅速化等の目標が十分に達成されていない。 (標準審理期間の未設定など)	責任体制の整備 標準審理期間の設定促進 等
制度の活用促進	○審査請求への一元化等の制度の目標は一定程度達成。 (制度の活用を促すため、積極的な情報提供が望ましい)	国民に対する案内所の整備 不服申立人に対するパンフレットの配布 等
公正性の向上	○審理員制度等の制度の目標は一定程度達成。 (審理員の確保等が課題)	実践的な研修の実施 審理員候補者や補助者を確保・派遣する仕組みの整備 等

検討会においては、今後、令和3年内を目途に最終報告を取りまとめることとしている。

5 情報通信

(1) 電気通信技術の発展

ア 携帯電話等の技術の発展と普及

我が国における移動通信は、昭和54年、当時の電電公社が自動車電話サービスを東京23区内で開始したことが源流である。当時の端末は大きく、人が持ち歩くことなど考えられないものであった。

その後、端末は次第に小型化し、アナログ方式による音声通信用の携帯電話が登場した（1G）。以降、デジタル方式の導入（2G）、通信の高速化と端末の小型化（3G）を経て、現在は、大容量の高速通信により動画の視聴等も可能なスマートフォン（4G）が広く普及している。

近年では、技術の進歩により、Sub6やミリ波と呼ばれる高周波数帯を使用（5G）することが実用的になった。5Gは、障害物に弱いためあまり利用されていなかった高周波数帯の広い帯域を使用することで高速大容量・低遅延・多数同時接続が可能となり、自動運転、遠隔医療、工場の自動化など、様々な分野での活用が期待されている。

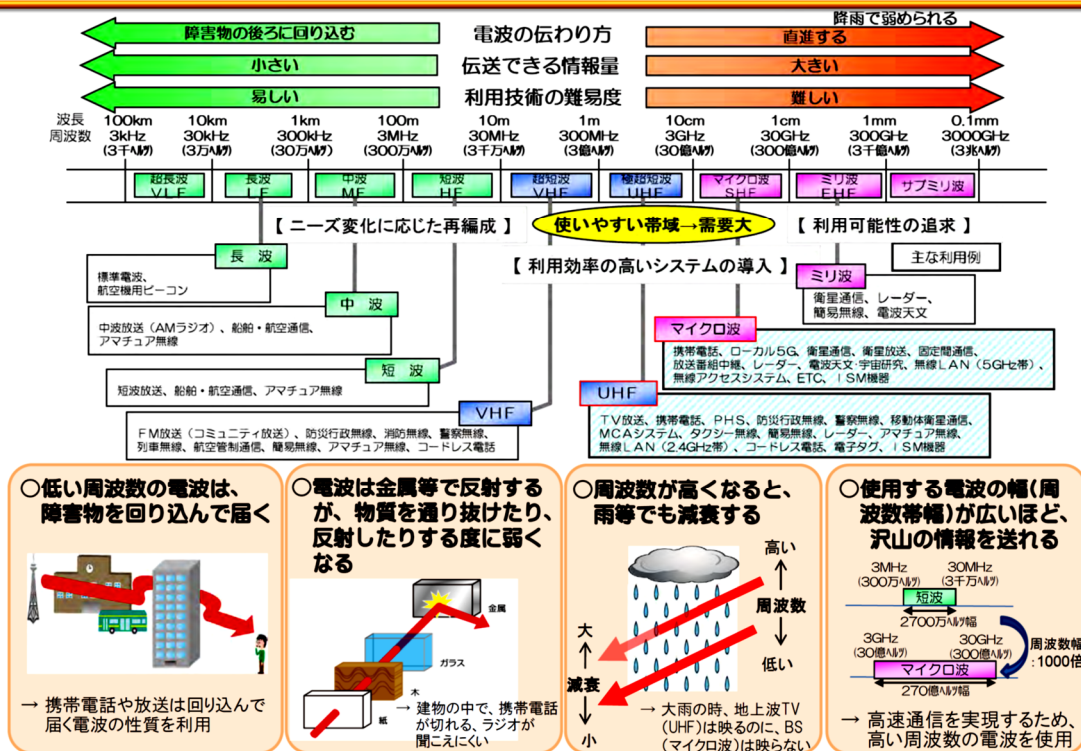
携帯電話大手においては、令和2年3月下旬から5G携帯電話のサービスを開始している。しかし、いまだ5G基地局は整備されているエリアが狭く、令和3年9月時点の5Gサービスの提供エリアは駅等、人が集まる場所を中心とした一部地域に限られている。

⁴³ 総務省は、この中間取りまとめについて、意見の募集を行った（パブリックコメント。令和3年10月26日～同年11月24日）。

【電波の特性と利用形態】

3

電波の特性と利用形態



(出所) 総務省, 情報通信経済研究会 (第1回)

イ インターネット及びブロードバンドの普及

平成5年、我が国において、インターネットの商業利用が開始された。当初は、電話線を介して行われていたため、情報量は少なく、文字や画像のやり取りが主流であった。

しかし、光ファイバーを用いた通信方式 (F T T H) 等のブロードバンド環境の整備が進んだことにより、動画等の大容量の情報をやり取りすることも可能となった。また、固定電話においても、F T T H等の回線を用いて提供する I P 電話が金属回線を用いた従来形の電話と置き換わってきている。

ウ 電波の有効利用

携帯電話、特にスマートフォンの普及により、電波の需要が急増したことを背景に、電波の有効利用の取組が行われている。

平成23年、地上波テレビ放送のデジタル方式への移行により使用周波数がコンパクト化され、空いた周波数が携帯電話会社等へ割り当てられた。

また、令和元年の電波法改正では、一定の周波数帯について、経済的価値を踏まえた周波数割当手続⁴⁴が導入された。

⁴⁴ 基地局の開設計画に申請者が周波数の経済的価値を踏まえて申請する金額 (「特定基地局開設料」) を記載して提出させ、総務大臣は、この申請金額も審査項目の一つとして開設計画を審査・認定する。

これらアナログ方式の通信のデジタル化等により、総務省が掲げた移動通信システム用周波数4GHz幅を令和2年度に確保する目標は達成された。現在、総務省では、令和7年度末までに更に16GHz幅を確保することを目標としている。

(2) 電気通信事業の歩み

ア ユニバーサルサービス制度

ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスであり、現在、加入電話⁴⁵、公衆電話及び緊急通報がその対象とされている。

NTT東日本及びNTT西日本（NTT東西）には、ユニバーサルサービスを提供する責務が課されているが、NTT東西だけでは、ユニバーサルサービスのコストを負担することは困難である。そのため、平成14年、NTT東西の設備を利用する他の事業者が負担金を拠出し、NTT東西の赤字の一部を補填する制度（ユニバーサルサービス制度）が創設された。なお、多くの事業者は負担金を利用者に転嫁している。

携帯電話及びインターネットの普及状況を踏まえ、総務省では、ユニバーサルサービスの対象に携帯電話及びブロードバンドを加えることについて検討が行われており、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべきであるとの取りまとめがなされた。

イ 利用者保護に関する制度

携帯電話の急速な普及に伴う、利用者と電気通信事業者とのトラブルの増加を受け、利用者保護に関する制度が整備されてきた。

特に、移動通信市場は携帯電話大手3社による寡占状態となっており、毎月の通信料金が高すぎる、料金プランが分かりにくいなどの意見があった。こうした状況を受け、令和元年の電気通信事業法の改正では、通信料金と端末代金の完全分離や、利用者による契約解除を不当に妨げること等、行き過ぎた利用者の囲い込みの禁止などが定められた。

令和3年、総務省は同法施行規則について、解約時の違約金は月額料金1か月分を上限とすることや携帯電話大手から販売代理店に対して法令違反を助長するような目標設定は業務改善命令の対象とする等、消費者保護を強化する見直し案をまとめ、令和4年7月1日から施行する方針を示した。また、本見直し案の施行に先駆け、総務省は、販売代理店での不適切な行為に関する情報提供窓口を公式サイト上に設置した。

6 放送

(1) NHKの受信設備設置届出義務化の要望と割増金制度

NHKは、公平負担の観点から、受信料支払率の向上（平成27年度77.2%→令和2年度81.0%）に取り組んでいるが、受信機を設置しているかどうか把握できないことから、営業活動に多大な費用を要している（令和2年度710億円）。また、未契約者に対する訪問

⁴⁵ 金属回線及び一部の光IP電話

活動を繰り返すことにより、クレームやトラブルが多発している。

こうした状況を踏まえ、NHKは、令和2年9月30日及び10月16日、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の分科会において、「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名の照会」のための制度改正を要望した⁴⁶。

これに対し、武田総務大臣（当時）は、同年11月6日、「未設置者に対する届出義務というのは、これは全く話にならない問題だ」と述べた。また、民放連会長は、同月19日の定例記者会見において、視聴者に新たな義務を課すことで、テレビ離れが加速しないか強く憂慮するとして、「はっきりと反対だ」と述べた⁴⁷。

こうした状況の下、総務省は、令和3年1月18日に公表した「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」において、「受信設備の設置届出義務」及び「未契約者氏名の照会」の制度化を見送るとした。一方で、総務省は、テレビを保有しているにもかかわらず受信契約締結に応じない者に対して割増金を課す制度を導入する考えを示した。

その後、同年2月26日、割増金制度の導入等が盛り込まれた放送法改正案が第204回国会（常会）に提出されたが、衆議院解散により廃案となった。

(2) NHK受信料の引下げのための還元目的積立金

令和2年9月30日、NHK会長は、放送を巡る諸課題に関する検討会の分科会において、受信料の新たな還元方法として、毎年度の収支差に基づく剰余金の中から、一定額を受信料値下げの原資として利用する案を示した。

これに対し、総務省は、令和3年1月18日に公表した「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」において、「(剰余金を)還元目的の『積立金』の勘定科目に計上し、(中略)受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入すること」は適当であるとした。

その後、同年2月26日には、①NHKの決算において利益が生じたときは、財政安定のための留保分を除き「還元目的積立金」として積み立てなければならないこと、②ある中期経営計画（中計）期間に積み立てられた積立金は、原則として次期中計期間の収支予算において受信料値下げの原資としなければならないことを定めた還元目的積立金制度の導入等が盛り込まれた放送法改正案が第204回国会（常会）に提出されたが、衆議院解散により廃案となった。

(3) NHKのインターネット活用業務

ア 経緯

NHKは、平成12年、附帯業務として、インターネットによる情報提供を開始した。その後、平成19年に放送法が改正され、番組アーカイブのインターネット提供がNHKの任意業務として追加されたのを受け、NHKオンデマンドによる番組の有料配信を開始した。

⁴⁶ 「公共放送の在り方に関する検討分科会」（令和2年9月30日及び10月16日）

⁴⁷ 民放連「2020.11.19 大久保会長会見」

インターネット同時配信については、平成26年の放送法改正によって、常時同時配信を除き、恒常的な業務として実施可能となり、災害情報等の同時配信が行われるようになった。なお、インターネット活用業務を行うに当たって、NHKは「インターネット活用業務実施基準」を定めることとされた。

さらに、令和元年5月の放送法改正では、常時同時配信についても実施可能となり、令和2年4月から、「NHK+（プラス）」が、インターネット上で一部NHK地上波放送の「常時同時配信」及び放送終了後7日間の「見逃し番組配信」を実施している。

令和3年8月27日、総務省は、インターネットを通じたコンテンツ視聴が拡大する中、公共放送の果たすべき役割について議論を進めていくことが重要として、NHKに対し、インターネット配信の意義・ニーズの検証のため、テレビを保有していない者を対象とした配信について、社会実証の実施の検討を要請し、NHKも前向きに検討するとしている。

イ インターネット活用業務と受信料

(7) 現行制度

放送法第64条第1項により、NHKのテレビ放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結する義務を負うこととされている。その上で、NHKが定める放送受信規約第5条により、「放送受信契約者は、(中略) 放送受信料を支払わなければならない」とされている。

したがって、現行制度においては、インターネットに接続された通信端末を所持することによって、NHK受信料の支払義務が生じるわけではない。

また、常時同時配信サービス（NHK+）の視聴について、NHKは、平成29年9月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、常時同時配信は放送の補完と位置付けられるため、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用できるようにし、受信契約が確認できない場合でも、メッセージ付き画面の視聴にとどめ、新たな負担を求めるものではないとしている。

(4) 通信設備に対する受信料徴収に関する議論

令和2年9月30日、NHK会長は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の分科会において、受信料制度は、「最終的にはテレビやインターネットなど、伝送路に関わらない総合受信料のような形になることが分かりやすい」とした。その上で、「総合受信料」という言葉は、「通信端末でテレビと同じように番組を視聴することをアプリの導入などで確認して契約するという、いわゆるイギリス型」を想定しているとした。⁴⁸

なお、イギリスでは、受信料の支払対象者を、受信機を設置又は使用する者及びBBCインターネットサービス（iPlayer）を利用する者としている。

(4) 民放キー局によるインターネット同時配信

日本テレビ放送網は、令和2年9月17日、特に視聴率の高い午後7時から12時ごろに放

⁴⁸ 「公共放送の在り方に関する検討分科会」（令和2年9月30日）

送するテレビ番組を動画配信サービス「TVer」で無料同時配信する実証実験を実施することを発表し、同年10月から12月にかけて、1週間当たり約30番組を同時配信した。その後、令和3年10月2日には、本格的に同時配信サービスの提供を開始した。

なお、その他の民放キー局についても、令和3年度内までのサービス開始を検討している⁴⁹。

(5) 外資規制

ア 概要

電波の有限希少性及び放送の社会的影響力を踏まえ、放送事業者等に対し、外国人等による議決権保有の制限⁵⁰等が設けられている。なお、放送事業者が外資規制に違反することとなった場合、総務大臣は、放送に必要な無線局の免許（自ら無線局を保有する事業者）又は放送業務の認定（自らは無線局を保有しない事業者）を取り消さなければならないこととしている（必要的免許取消し／必要的認定取消し）。

イ 外資規制違反事案と放送法の改正

令和3年3月9日までに、東北新社の外資規制違反⁵¹が発覚した。これを受けて総務省は、同月12日、東北新社の認定を承継した子会社⁵²の衛星放送事業の認定の一部を取り消すことを決定し、同年4月末をもって当該子会社の衛星放送チャンネル「ザ・シネマ4K」の放送を停止した。

同年4月5日及び8日には、フジHD⁵³が外資規制違反を発表したが⁵⁴、総務省は同社の認定を取り消さなかった。

違反が明らかになった当時、総務省が同社の認定を取り消さなかったことについて、武田総務大臣（当時）は、9日の閣議後記者会見において、「同社から総務省へ報告があった時点（注：平成26年12月）で違反状態は解消されており、昭和56年『内閣法制局見解』等により、違反の状態が取消しの時点で存在しないのであれば、放送法上、認定の取消しはできないと判断した。この考え方は今も妥当と考える」旨述べた。また、フジHDの事案と東北新社の事案の取扱いの違いについては、「フジHDは、認定時において外資規制に抵触せず、認定は適正であったのに対し、東北新社は、認定時において外資規制に抵触しており、当初の認定に重大な瑕疵^{かし}があったとして、総務大臣の職権により、行政手続法に基

⁴⁹ テレビ東京は令和3年12月、テレビ朝日は令和4年1月、TBS及びフジテレビは令和3年度内のサービス開始を検討している。（各社会見）

⁵⁰ 地上基幹放送に係る放送事業者及び認定放送持株会社は、直接又は間接による議決権保有を5分の1未満に、衛星放送を行う認定基幹放送事業者は、直接による議決権保有を5分の1未満に制限している。

⁵¹ 平成28年10月の東北新社のBS4K放送認定申請時に外資比率が20.75%、平成29年9月の子会社への事業承継申請時に22.21%となっており、20%を超過していた。

⁵² 株式会社東北新社の100%子会社である株式会社東北新社メディアサービス（衛星放送に係る認定基幹放送事業者）

⁵³ 株式会社フジ・メディア・ホールディングス（認定放送持株会社）

⁵⁴ 平成24年9月から平成26年3月の間、本来議決権から控除すべき株式について適切に処理されておらず、外資比率が20%以上となっていたと発表した（令和3年4月8日記者会見）。

づき認定を取り消した」旨述べた。

一連の外資規制違反を受けて、総務省は、同年4月6日、全ての認定放送持株会社及び基幹放送事業者に対し、外資規制の遵守状況についての確認を要請した⁵⁵。その後、同月13日には、海外の外資規制を調査するチームを設置した。さらに、放送事業者の認定に係る省令及び申請マニュアルの不備に関する指摘⁵⁶等を受けて、同年6月14日、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」を設置し、外資規制の実効性確保、審査体制の見直しに向けて、放送法の改正も視野に検討を進めるとしている。

7 郵政事業

(1) 日本郵政及び金融2社の株式の売却

郵政事業は制度創設以来、逋信省、郵政省、郵政事業庁及び日本郵政公社において営まれてきたが、平成19年10月に民営化され、現在は日本郵政(株)とその子会社である事業会社(日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険)が郵政事業を継承している。

郵政民営化法では、政府は日本郵政株式の3分の1以上、日本郵政は日本郵便(株)の全株式の保有義務が課された一方、日本郵政保有の金融2社(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険)株式は全数、政府保有の日本郵政株式は法定分を下回らない範囲で早期に減少させることと規定している。

日本郵政グループは令和3年5月、できる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下にすることを発表し、かんぽ生命保険の株式の売却を行った。同年7月には、かんぽ生命保険の株式の日本郵政の保有割合は49.9%に減少した。これにより、かんぽ生命保険の新規事業は認可制から届出制となり、同社の経営の自由度が高まることとなった。

また、令和3年10月、政府は保有する日本郵政株式の売却(第3次売却)を決定しており、保有割合は法定分程度まで減少すると見込まれている。

(2) 郵便事業の収支と労働環境の改善のためのサービス水準の見直し

日本郵政及び日本郵便は、全国においても郵便を公平に利用できるようにすること、郵便局を全市町村に1箇所以上設置すること、銀行窓口業務及び保険窓口業務を郵便局で提供する責務(ユニバーサルサービス)を負っている。

しかしながら、日本郵便の郵便事業は情報通信技術の発達を主因とする郵便物の劇的な減少で収支が悪化している。また、人手不足により労働環境が悪化している。

そこで、土曜日配達の休止や送達日数要件の緩和(3日以内→4日以内)等を内容とする郵便法の改正が令和2年に行われ、令和3年10月から郵便のサービス水準の見直しが実施された。

⁵⁵ 総務省は、令和3年6月4日には認定放送持株会社10社及び在京キー局5社についてフジHDの事案以外に外資規制事案は確認されなかったことを、10月1日には他の全基幹放送事業者のうち3社で外資規制違反が確認されたことを公表している。

⁵⁶ 第204回国会衆議院総務委員会議録第18号(令和3年5月27日)

(3) デジタル社会における郵政事業

ア 楽天グループとの資本提携

遅れている郵政事業のデジタル化（DX、デジタルトランスフォーメーション）の推進と郵便局の有効活用を図りたい日本郵政及び日本郵便と、早期に配送網の確立と郵便局という販路を開拓したい楽天の思惑が一致し、令和2年12月に物流分野で提携することを発表した。また、この提携は楽天グループのノウハウを活用し、日本郵政グループ全体のデジタル化を促進するものでもある。

令和3年3月、日本郵政は楽天に1,499億円を出資した。同年7月、日本郵便は楽天の物流事業を分離して設立された「JP楽天ロジスティクス」に出資するとともに、同年8月、日本郵政は楽天出身の役員を代表取締役を務めた「JPデジタル」を設立した。

イ 総務省での議論

総務省は、中長期的なユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応した日本郵政グループに対する提言と必要な環境整備について検討を行うため、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」を立ち上げ、懇談会は令和3年7月に最終報告書を公表した。

最終報告書では、日本郵政グループのDXと保有するデータの利活用、デジタル格差解消や自治体業務の受託拡大等による地方創生・地域活性化への貢献、かんぽ生命保険の不適正募集で明らかになった法令遵守と企業統治の課題、持続可能な開発目標等（SDGs）への対応について、日本郵政グループと総務省に期待される取組が提言されている。

II 第207回国会提出予定法律案等の概要

1 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（補正予算関連）

地方財政の状況等に鑑み、令和3年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講ずるもの

2 NHK令和2年度決算（日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）

（参考）継続議案

- NHK平成30年度決算（日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）（第200回国会提出）
- NHK令和元年度決算（日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）（第203回国会提出）

内容についての問合せ先
総務調査室 相原次席調査員（内線68420）